社会福祉法人上越市社会福祉協議会定款

第１章　総　　則

(目　的)

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、上越市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(事　業)

第２条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）　社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

（２）　社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

（３）　社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

（４）　(１)から(３)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

（５）　保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡

（６）　共同募金事業への協力

（７）　居宅介護等事業の経営

（８）　老人デイサービス事業の経営

（９）　老人短期入所施設の経営

(10)　特別養護老人ホームの経営

(11)　認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(12)　障害福祉サービス事業の経営

(13)　特定相談支援事業の経営

(14)　一般相談支援事業の経営

(15)　障害児相談支援事業の経営

(16)　移動支援事業の経営

(17)　福祉サービス利用援助事業

(18)　心配ごと相談事業

(19)　老人福祉センターの経営

(20)　成年後見制度に関する事業

(21)　生活支援体制整備事業

(22)　その他この法人の目的達成のために必要な事業

(名　称)

第３条　この法人は，社会福祉法人上越市社会福祉協議会という。

(経営の原則)

第４条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

２　この法人は、住民や福祉関係者等とともに地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組

み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第５条　この法人の事務所を、新潟県上越市寺町２丁目２０番１号に置く。

２　前項のほか、従たる事務所を次のとおり置く。

・上越南支所　　新潟県上越市寺町２丁目２０番１号
・上越北支所　　新潟県上越市木田新田１丁目１番３号
・安塚支所　　新潟県上越市安塚区安塚２５４９番地５
・浦川原支所　　新潟県上越市浦川原区顕聖寺２４２番地２
・大島支所　　新潟県上越市大島区岡３３８８番地１
・牧支所　　新潟県上越市牧区柳島４８７番地
・柿崎支所　　新潟県上越市柿崎区柿崎５５８番地１
・大潟支所　　新潟県上越市大潟区九戸浜２４０番地２
・頸城支所　　新潟県上越市頸城区百間町６１５番地２
・吉川支所　　新潟県上越市吉川区原之町１８１９番地１
・中郷支所　　新潟県上越市中郷区坂本１１４番地１７
・板倉支所　　新潟県上越市板倉区宮島１３５番地１
・清里支所　　新潟県上越市清里区荒牧１８番地
・三和支所　　新潟県上越市三和区井ノ口４０６番地１
・名立支所　　新潟県上越市名立区名立大町４２３４番地

第２章　評議員

(評議員の定数)

第６条　この法人に評議員　３０名以上　４０名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第７条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員３名の合計５名で構成する。

３　評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案は、別に定める規程に基づき理事会が行う。

５　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

６　評議員選任･解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名以上が出席し、かつ、外部委員の１名以上が賛成することを要する。

７　評議員選任・解任委員会の運営についての規程は、理事会において定める。

(評議員の資格)

第８条　社会福祉法第４０条第４項及び第５項を遵守するとともに、この法人の評議員の

うちには、評議員のいずれか１人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第２５条の１７第６項第１号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第９条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

３　評議員は、第６条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第１０条　評議員の報酬等については、勤務形態に応じて、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第３章　評議員会

(構成)

第１１条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第１２条　評議員会は、次の事項について決議する。

（1）　理事及び監事の選任又は解任

（2）　理事及び監事の報酬等の額

（3）　理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

（4）　予算及び事業計画の承認

（5）　計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録並びに事業報告の承認

（6）　予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

（7）　定款の変更

（8）　残余財産の処分

（9）　基本財産の処分

(10)　社会福祉充実計画の承認

(11)　公益事業・収益事業に関する重要な事項

(12)　解散

(13)　合併

(14)　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第１３条　評議員会は、定時評議員会として毎年度６月に１回開催するほか、３月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第１４条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長

が招集する。
２　評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
(議長)
第１５条　評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。
(決議)
第１６条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（1）　監事の解任
（2）　定款の変更
（3）　その他法令で定められた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１８条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。
(議事録)
第１７条　評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
２　議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２人は、前項の議事録に記名押印する。

第４章　役　　員

(役員の定数)
第１８条　この法人には、次の役員を置く。
（1）　理事　１０名以上　１９名以内
（2）　監事　　２名
２　理事のうち会長１名、副会長３名以内、常務理事１名とする。
３　前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第４５条の１６の第２項第２号の業務執行理事とする。
(役員の選任)
第１９条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
２　会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
(役員の資格)
第２０条　社会福祉法第４４条第６項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、

理事のいずれか１人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

２　社会福祉法第４４条第７項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第２１条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

３　副会長は、会長を補佐する。

４　常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

５　会長及び常務理事は、毎会計年度に４月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第２２条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第２３条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

３　理事又は監事は、第１８条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第２４条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2）　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第２５条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第５章　理事会

(構成)
第２６条　理事会は、全ての理事をもって構成する。
(権限)
第２７条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。
（１）　この法人の業務執行の決定
（２）　理事の職務の執行の監督
（３）　会長、副会長、及び常務理事の選定及び解職
(招集)
第２８条　理事会は、会長が招集する。
２　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
(議長)
第２９条　理事会の議長は、その都度理事の互選とする。
(決議)
第３０条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。
２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。
(議事録)
第３１条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第６章　会　　員

(会員)
第３２条　この法人に会員を置く。
２　会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
３　会員に関する規程は、評議員会において別に定める。

第７章　部会及び委員会

(部会及び委員会)
第３３条　この法人に部会又は委員会を置く。
２　部会又は委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、或いは会長の諮問に答え、又は意見を具申する。

第８章　事務局及び職員

(事務局及び職員)

第３４条　この法人の事務を処理するため事務局を置く。
２　この法人に、事務局長を１名置くほか、職員若干名を置く。
３　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
４　施設長等以外の職員は、会長が任免する。

第９章　資産及び会計

(資産の区分)
第３５条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の３種とする。
２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
（１）　現金　２０，８００，０００円
（２）　土地
①　新潟県上越市板倉区宮島字円正寺１２７番（15.74 ㎡）
②　新潟県上越市板倉区宮島字円正寺１２８番（20.22 ㎡）
③　新潟県上越市板倉区宮島字円正寺１２９番（62.58 ㎡）
④　新潟県上越市板倉区宮島字円正寺１３１番１（544.63 ㎡）
⑤　新潟県上越市板倉区宮島字円正寺１３１番３（291.85 ㎡）
⑥　新潟県上越市板倉区宮島字円正寺１３５番１（1823.68 ㎡）
⑦　新潟県上越市板倉区宮島字円正寺１３６番（891.95 ㎡）
⑧　新潟県上越市板倉区曾根田字笹口６０５番１（1110.84 ㎡）
⑨　新潟県上越市板倉区曾根田字笹口６０５番４（63.00 ㎡）
⑩　新潟県上越市吉川区梶字屋敷２０８４番１（625.91 ㎡）
⑪　新潟県上越市吉川区梶字屋敷２０８５番１（655.37 ㎡）
⑫　新潟県上越市板倉区宮島字円正寺９９番１（2763.85 ㎡）
⑬　新潟県上越市木田新田１丁目乙７７番３（2265.18 ㎡）
⑭　新潟県上越市木田３丁目乙６７番１（898.00 ㎡）
⑮　新潟県上越市木田３丁目乙６９番３（1079.00 ㎡）
⑯　新潟県上越市頸城区百間町字中通６０２番１（431.00 ㎡）
（３）　建物
①新潟県上越市春日山町１丁目 3431 番地１所在
鉄筋コンクリート造２階建
保養所　老人福祉センター「春日山荘」１棟（延床面積 1,287.20 ㎡）
②新潟県上越市柿崎町区柿崎 6406 番地所在
木造ステンレス鋼板葺２階建
就労支援事業所「ふれんどり～ミルはまなす」１棟
（延床面積 574.05 ㎡）
③新潟県上越市板倉区宮島１３６番地所在
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建一階建車庫１棟（延床面積 67.47 ㎡）

④新潟県上越市板倉区宮島１３６番地所在
　鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建一階建車庫１棟（延床面積 16.65 ㎡）
⑤新潟県上越市板倉区宮島１３６番地所在
　鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建一階建車庫１棟（延床面積 16.65 ㎡）
⑥新潟県上越市吉川区梶字屋敷２０８４番地１所在
　鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき陸屋根２階建
　「いこいの里あさひ」１棟（延床面積 1,107.26 ㎡）
⑦新潟県上越市安塚区安塚２５４９番地５所在
　鉄骨造陸屋根２階建
　「安塚やすらぎ荘」１棟（延床面積 1,743.93 ㎡）
⑧新潟県上越市大字上荒浜 14 番地１所在
　鉄骨造ステンレス鋼板ぶき平家建
　「デイホームやちほ」1 棟（延床面積 257.72 ㎡）
⑨新潟県上越市安江 3 丁目 5 番 3 号所在
　鉄骨造陸屋根平家建
　「デイホーム有田」1 棟（延床面積 269.69 ㎡）
⑩新潟県上越市浦川原区顕聖寺 242 番地 2 所在
　鉄筋コンクリート造陸屋根２階建
　「浦川原高齢者生活福祉センター」1 棟（延床面積 834.95 ㎡）
⑪新潟県上越市牧区柳島 487 番地所在
　鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき高床式平家建
　「やまゆりの家」1 棟（延床面積 360.89 ㎡）
⑫新潟県上越市大潟区九戸浜 240 番地 2 所在
　鉄骨造ステンレス鋼板ぶき平家建
　「やすらぎの家」1 棟（延床面積 929.63 ㎡）
⑬新潟県上越市頸城区花ケ崎 1165 番地所在
　鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板ぶき平家建
　「はながさの里」1 棟（延床面積 476.05 ㎡）
⑭新潟県上越市頸城区百間町 615 番地 2 所在
　鉄筋コンクリート造陸屋根２階建
　「無憂の里」1 棟（延床面積 905.76 ㎡）
⑮新潟県上越市頸城区上吉 194 番地 1 所在
　鉄骨造ステンレス鋼板ぶき平家建
　「くびきの里」1 棟（延床面積 1,386.03 ㎡）
⑯新潟県上越市吉川区原之町 1819 番地 1 所在
　鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
　「あじさいの家」1 棟（延床面積 451.09 ㎡）
⑰新潟県上越市吉川区原之町 1819 番地 1 所在
　鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
　事務所 1 棟（延床面積 190.15 ㎡）
⑱新潟県上越市吉川区原之町 1819 番地 1 所在
　鉄筋コンクリート造陸屋根３階建
　「ほほ笑よしかわの里」1 棟（延床面積 2,444.52 ㎡）
⑲新潟県上越市板倉区宮島 135 番地 1 所在
　鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき２階建

「みやじまの里第一清心荘」1棟（延床面積642.24㎡）
⑳新潟県上越市板倉区宮島131番地1所在
鉄骨造ステンレス鋼板ぶき平家建
「みやじまの里第二清心荘」1棟（延床面積849.67㎡）
㉑新潟県上越市三和区井ノ口413番地1所在
鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
「美杉の里」1棟（延床面積422.94㎡）
㉒新潟県上越市三和区井ノ口406番地1所在
鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板ぶき平家建
「すいせんの里」1棟（延床面積1,378.44㎡）
㉓新潟県上越市名立区名立大町4234番地所在
鉄筋コンクリート造陸屋根２階建
「椿寿苑」1棟（延床面積622.44㎡）
㉔新潟県上越市木田新田１丁目１番３号所在
鉄筋コンクリート造陸屋根３階建
「上越総合福祉センター」1棟（延床面積1,994.49㎡）

３　その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

４　公益事業用財産は、第４４条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

５　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第３６条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を得て、上越市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には上越市長の承認は必要としない。

（１）　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

（２）　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る）

(資産の管理)

第３７条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

３　前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会及び評議員会の決議を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第３８条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第３９条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（1）　事業報告

（2）　事業報告の附属明細書

（3）　貸借対照表

（4）　収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

（5）　貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

（6）　財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間（、また、従たる事務所に３年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（1）　監査報告

（2）　理事及び監事並びに評議員の名簿

（3）　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（4）　事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第４０条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第４１条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第４２条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第４３条　この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の３分の２以上の承認を要する。

第１０章　公益を目的とする事業

(種別)

第４４条　この法人は、社会福祉法第２６条の規定により、次の事業を行う。

（1）　不登校児の短期自立支援事業（～自由の学び舎～やすづか学園）

（2）　交流宿泊施設菱の里の管理経営事業

（3）　居宅介護支援事業

（４）　生活支援ハウスの管理経営事業（浦川原生活支援ハウス・頸城生活支援ハウス・板倉生活支援ハウス・名立生活支援ハウス）
（５）　生きがい活動支援通所事業の受託
（６）　地域包括支援センターの受託経営事業（浦川原地域包括支援センター）
（７）　緊急利用等居室の経営事業
（８）　介護員養成研修事業

２　前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第４５条　前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第１１章　解　　散

(解散)

第４６条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第４７条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第１２章　定款の変更

(定款の変更)

第４８条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、上越市長の認可（社会福祉法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を上越市長に届け出なければならない。

第１３章　公告の方法その他

(公告の方法)

第４９条　この法人の公告は、社会福祉法人上越市社会福祉協議会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞、この法人の機関紙又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第５０条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　　則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理　事	大島　憲吾	理　事	樫野　直一
〃	青山　徳信	〃	荒木　正由
〃	石黒　愛規	〃	箕輪　秀一
〃	長沼　甲子男	〃	尾崎　謙吉
〃	篠宮　耕治	〃	広島　昭応
〃	広瀬　光雄	〃	寺田　憲三
監　事	大塚　寿一	監　事	田村　四郎

この定款の一部改正は、昭和４３年３月２９日から施行する。

この定款の一部改正は、平成３年４月１日から施行する。

この定款の一部改正は、平成５年６月１日から施行する。

この定款の一部改正は、平成６年８月１１日から施行する。

この定款の一部改正は、平成７年４月１日から施行する。

この定款の一部改正は、平成１０年４月１日から施行する。

この定款の一部改正は、平成１２年４月１日から施行する。

この定款の一部改正は、平成１２年５月３１日から施行する。

この定款の一部改正は、平成１３年３月２８日から施行する。

平成１３年４月１日現在役員の者の任期は、第９条第１項の規定にかかわらず平成１４年６月３０日までとする。

平成１３年４月１日現在評議員の者の任期は、第１７条第１項の規定にかかわらず平成１４年５月３１日までとする。

この定款の一部改正は、平成１５年４月１日から施行する。

この定款の一部改正は、平成１６年１２月２８日（合併登記の日）から施行する。

平成１６年１２月２８日付の合併に伴い増員された、理事１４名の任期は、定款第９条の規定にかかわらず、平成１８年６月３０日までとし、評議員２０名の任期は、定款第１７条第１項の規定にかかわらず、平成１８年５月３１日までとする。

この定款の一部改正は、平成１７年１月１日から施行する。

この定款の一部改正は、平成１８年４月１日（新潟県知事の認可の日）から施行する。

この定款の一部改正は、平成１８年９月２９日（新潟県知事の認可の日）から施行する。

この定款の一部改正は、平成１９年６月２７日（新潟県知事の認可の日）から施行する。

この定款の一部改正は、平成１９年８月２０日から施行する。

この定款の一部改正は、平成２０年１月３１日（新潟県知事の認可の日）から施行する。

この定款の一部改正は、平成２０年４月１日（新潟県知事の認可の日）から施行する。
この定款の一部改正は、平成２１年４月１日から施行する。
この定款の一部改正は、平成２２年４月１日から施行する。
この定款の一部改正は、平成２２年６月４日（新潟県知事の認可の日）から施行する。
この定款の一部改正は、平成２３年１月１８日（新潟県知事の認可の日）から施行する。
この定款の一部改正は、平成２３年６月１４日（新潟県知事の認可の日）から施行する。
この定款の一部改正は、平成２４年５月２４日（新潟県知事の認可の日）から施行する。
但し、第６条第１項における理事の定数については平成２４年７月１日から適用し、第１４条２項における評議員の定数については平成２４年８月１日から適用する。
平成２４年６月１日現在評議員の者の任期は、第１７条第１項の規定にかかわらず、平成２４年７月３１日までを任期とする。
この定款の一部改正は、平成２５年３月１５日（新潟県知事の認可の日）から施行する。
この定款の一部改正は、平成２５年４月２６日（上越市長の認可の日）から施行する。
この定款の一部改正は、平成２５年１１月１２日から施行する。
この定款の一部改正は、平成２６年１１月１７日から施行する。
この定款の一部改正は、平成２７年７月７日から施行する。
この定款の一部改正は、平成２８年５月１０日（上越市長の認可の日）から施行する。
この定款は、平成２９年４月１日から施行する。
この定款の一部改正は、平成２９年７月１３日（上越市長の認可の日）から施行する。
この定款の一部改正は、平成３０年４月２６日（上越市長の認可の日）から施行する。